

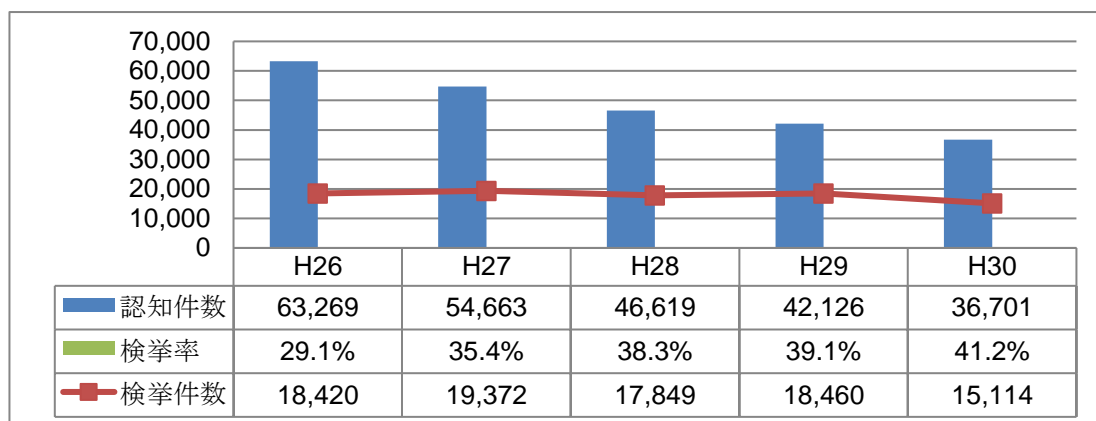
# 平成31年度事業計画書

## 第1 平成30年中の犯罪情勢

### 1 刑法犯認知件数と検挙状況（確定値）

平成30年の認知件数は、36,701件（前年比-5,425件、-12.9%）で16年連続で減少し、ピーク時（平成14年、16万8,190件）の約21.8%となっている。

検挙率は、平成27年以降4年連続で増加し、平成30年は、41.2%で前年より2.1%増加した。



### 2 県警察の重点対象犯罪認知件数等（確定値）

#### ○ 性犯罪

県警察の三大重点目標の一つである性犯罪は、381件（前年比-30件）と減少しているものの、全国的に見ると、人口1000人あたりの性犯罪件数が全国ワースト2位、強制性交等が全国ワースト1位と憂慮すべき状況にある。

#### ○ ニセ電話詐欺

県警察の重点目標の一つであるニセ電話詐欺は、認知数、被害額ともに減少しているものの、新たな手口である

- ・ 警察官や百貨店保安員等を騙るキャッシュカード受取型
- ・ 電子マネー型

の被害が増加している。

#### ○ 住宅対象侵入盗

空き巣等の住居対象侵入盗は減少しているものの、強盗等の凶悪犯罪に発展するおそれがあることから広報活動等の被害防止対策が必要である。

#### ○ 街頭犯罪重点対象罪種

自転車盗等の主要街頭犯罪では、ひったくりが増加している他は減少している。

### 3 少年非行情勢

刑法犯少年の検挙・補導人員は減少したものの、援助交際等少年の福祉を害する犯罪が増加し、少年非行が潜在化している。

- 刑法犯少年検挙補導人員（確定値）
  - 1, 615人（前年比-326人）、全国6位
  - （H28～2, 506人、全国4位 H29～1, 941人、全国4位）
- 非行者率（10歳から19歳までの少年人口1,000人当たりに刑法犯少年が占める割合）（確定値）
  - 3.4人（前年比-0.7人）、全国7位
  - （H28～5.2人、全国2位 H29～4.1人、全国5位）
- 児童買春・児童ポルノなどSNSに起因する事犯の被害児童数（暫定値）
  - 140人（前年比+7人）
  - （H28～101人 H29～133人）
- サイバー補導（コミュニティサイトで援助交際を求める等の書き込みをした少年と会って指導や助言等を行う補導方法）（確定値）～306人
  - 平成27年～12人、平成28年～163人、平成29年～204人

#### 4 薬物乱用情勢（確定値）

大麻事犯の検挙人員が過去最高を記録し、乱用者は30歳以下の若年層が約60%を占めている。また、覚醒剤事犯の検挙人員も大幅に増加しており、引き続き薬物乱用防止に向けた取組みが必要である。

		前年比		
		平成28年	平成29年	平成30年
薬物事犯検挙人員		941(-86)	855(-86)	959(+104)
主な 内訳	覚醒剤	708(-73)	613(-95)	705(+92)
	大麻事犯	155(+26)	186(+31)	202(+18)
	危険ドラッグ等 指定薬物	40(-56)	28(-12)	14(-14)

#### 5 暴力団情勢

県内の暴力団対策は、構成員等が4年連続で過去最少を記録するなど大きく前進を続けている。特に五代目工藤會は、暴力団立入禁止標章を掲示した飲食店役員に対する殺人未遂事件等で幹部らを検挙するとともに、事務所使用制限命令、組員の離脱、就労支援等の継続的取組により弱体化している。

しかし、工藤會の犯行と見られる複数の未解決重要事件、筑後地区における道仁会の活動の活発化、分裂した山口組の対立抗争等が未収束など、暴力団情勢は予断を許さない状況にある。

	H26	H27	H28	H29	H30
県内暴力団構成員	1,560	1,480	1,380	1,230	1,100
県内準構成員等	970	920	860	800	790
県内計	2,530	2,400	2,240	2,040	1,890

## 第2 協会運営

### 1 定時総会

平成31年度の定時総会は、平成30年度3月通常理事会において開催期日等を決定の上、変動が生じた際の理事及び監事の選任、平成30年度の事業報告、収支決算、その他議案について審議する。

### 2 理事会

- (1) 平成31年度5月通常理事会を5月24日（金）に開催し、平成30年度の事業報告、収支決算、その他議案について審議する。
- (2) 平成31年度3月通常理事会を、平成32年3月中に開催し、平成32年度事業計画及び収支予算、定時総会の開催時期、その他議案について審議する。

### 3 監査

平成31年4月中に、平成30年度の業務執行状況等について、監事の監査を受ける予定である。

### 4 定期提出書類等の提出

公益社団法人として、法令の定めにより、本年6月末日までに「平成30年度に係る事業報告等」及び平成32年3月末日までに「平成32年度に係る事業計画等」を行政庁等に対して提出する。

### 5 変更登記申請

役員に変動が生じた場合、定時総会において選任を行い、変更に伴う変更登記申請を行う。

### 6 地区防犯協会職員研修会の開催

地区防犯協会職員の適正な業務運営と士気の高揚を図るため、推進功労者に対する表彰並びに各種施策や広報啓発活動に対する教養及び意見交換を行う研修会を、来年2月（予定）に開催する。

## 第3 防犯対策事業

県警察が取り組む平成31年中の犯罪抑止対策である

- 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

について、県警察をはじめ、地区防犯協会及び関係機関等との連携を図りながら、

- 性犯罪の被害防止
- ニセ電話詐欺やサイバー犯罪等身近な犯罪の抑止
- 子供の安全を守るための対策の強化

を重点課題とした防犯対策事業を推進する。

### 1 重点課題対策の推進

#### (1) 性犯罪被害防止対策

県警察等と連携し

- 発生地、発生時間帯等の発生実態に応じた広報啓発活動
- 更新されたスマートフォン用防犯アプリ「みまもっち」の普及促進活動

- 10～20代の女性層の自主防犯意識を高める防犯教室及び声かけ防犯指導
- 防犯ブザーの有効性や正しい携帯方法を指導しての普及促進活動
- 高校、大学等及び女性の職場におけるDVDを活用した危険回避術の指導及び自己防衛教育（SDE）推進活動
- 子供の安全を守る環境づくり等の広報啓発活動
- 「子ども・女性安全安心ネットワークふくおか（県警主催、県内企業参加）」と連携した被害防止啓発活動

を継続して推進する。

(2) ニセ電話詐欺被害対策やサイバー犯罪等身近な犯罪の抑止

県警察と連携し、ニセ電話詐欺施策として

- ニセ電話詐欺被害防止の新キャラクター「まっ太くん」の普及支援
- ニセ電話詐欺撃退器の貸出事業の普及支援
- コンビニ販売の電子マネーカード用のケースを利用しての広報啓発

等の活動や、サイバー犯罪等身近な犯罪の抑止施策として

- サイバー犯罪、住宅対象侵入盗、乗り物盗、ひったくり、DV、ストーカー等の被害防止の広報啓発

活動を推進する。

(3) 子供の安全を守るための対策の強化

県警察と連携し、子供の非行防止、児童虐待防止、SNS等に起因した性被害防止、登下校時等の安全対策等、子供の安全を確保する適切、効果的な広報活動を推進する。

## 2 地域安全活動の推進

(1) 全国地域安全運動の推進

犯罪を抑止し、安全安心を実感できる地域社会の実現を図るため、全国地域安全運動期間（10月11日から20日までの10日間）中に、各種関連行事を開催するとともにメディアを通じた広報啓発活動を積極的に推進する。

また、4月からは、全国地域安全運動と連動したポスター・モデル標語の募集及び青パトの活動写真を募集する。

(2) 「安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」の開催

全国地域安全運動の一環として、県民の防犯意識の高揚と地域防犯活動への参加機運の醸成を図るとともに、防犯功労者・防犯功労団体等に対する表彰を行うため、県、県警察と合同により、「平成31年度安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」を10月5日（土）に開催（予定）する。

(3) 地域に密着した地域安全活動の推進及び支援

地区防犯協会、防犯ボランティア団体及び警察署等と連携し、時節に対応した地域安全活動を支援・推進する。

(4) 防犯ボランティア地域交流会の開催

複数の地区防犯協会との協働事業として、地区協会の垣根を越えた防犯ボランティア団体相互の情報交換等と団体間の活動の連携を図るため、「防犯ボランティア地域交流会」（平成16年から実施）を11月に開催する。

(5) 学生防犯ボランティア活動の促進と支援

県警との協働事業として、大学生に防犯ボランティア活動への参加を促すため「学生防犯ボランティア活動促進事業」（平成24年度から実施）及び「学生防犯ボランティアサミット支援事業」（平成22年度から実施）を継続推進する。

(6) 青パトを保有する防犯ボランティア団体への支援

青パト活動の活性化を図るため、青パト申請者に「青色回転灯」及び「補充電球」を提供するほか、県警察との協働事業による石油販売店による青パト支援事業（平成25年度から実施、平成30年末・92店舗）及び青パト団体設立時にプリペイドカードによるガソリン代の一部補助を継続推進する。

### 3 広報啓発活動の推進

(1) 重点を指向した広報啓発活動

県警察と連携し、県警察の重点課題である性犯罪の被害防止対策ニセ電話詐欺被害対策やサイバー犯罪等身近な犯罪の抑止、子供の安全を守るための対策の強化等を重点に、効果的な広報啓発活動を推進する。

(2) 広報資料の作成

県民への防犯意識の醸成・浸透及び自主防犯活動の促進を図るため、チラシ、ポスター、CD及び啓発物等広報資料を作成し、幅広く、多くの県民に配布又は掲示する等の方法による広報啓発活動を推進する。

(3) 各種広報媒体の活用

新聞、ラジオ等の各種広報媒体を活用して県民の防犯意識の醸成と被害防止の意識高揚のための広報啓発活動を推進する。

(4) 広報紙「防犯ふくおか」の発行

犯罪情勢をはじめ防犯対策や防犯ボランティアの活動等の情報を発信するため、広報紙「防犯ふくおか」を毎月発行し、地区防犯協会を通じて県内各世帯への回覧や公共施設内に掲示するなどの広報を行う。

### 4 少年の非行防止及び健全育成活動の推進

少年の非行・犯罪被害防止及び健全育成のため、防犯指導員、少年補導員等に対する活動支援や広報資料の作成・配布を行うとともに、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間（主唱：内閣府）」に併せ、少年の非行及び犯罪被害を防止するための広報啓発活動を展開するとともに、少年柔・剣道合宿研修、囲碁大会などのスポーツ、文化事業への後援活動等を行う。

### 5 自転車防犯登録事業の推進

(1) 防犯登録の普及・促進

ア 防犯登録台数は、平成25年の29万台を記録した後、年々減少の傾向にあるが、引き続き、自転車防犯登録の重要性に鑑み、登録の普及促進のため広報啓発活動を一層推進し、登録台数の向上を図る。

イ 昨年度から数社によるシェア自転車事業が県内でも開始され、本年度も事業者（メルカリ）から申請を受け、自転車商組合等と連携して、999台を登録しており、今後も事業者と良好な関係を保ち、登録事業を推進する。

## (2) 自転車の盗難被害防止活動

平成30年中の全刑法犯認知件数の23.0%を占める自転車盗難の防止等を図るため、チラシ、パンフレットの配布や新聞、ラジオ、広報誌（紙）等各種広報媒体を活用した防犯登録促進の広報啓発活動を推進する。

## (3) 放置自転車対策への協力・支援活動の推進

違法駐輪や放置自転車の問題解消のため、自治体等の関係機関との良好な協力関係を維持・構築するとともに、調査・照会業務の迅速・適切な処理による放置自転車等の早期返還を図る。

## (4) 地区防犯協会、防犯登録店に対する指導

ア 本年は、5月には改元、10月には消費税の値上げなど、書類の書式及び手続きの変更が予定されていることから、事前に広報チラシ等を準備する等、手続きに遺漏が生じることのないよう、開始前の準備を徹底する。

イ 毎年2月に開催している「福岡県防犯協会職員研修会」及び月刊資料「防犯登録だより」（平成25年7月号を発行し、2月末で第63号）や、適宜発行するワンポイント教養紙等により、地区協会防犯協会の事務手続きの適正処理と処理能力の向上を図る。

## ウ 防犯登録店に対する指導教養の徹底

現在、地区協会を通じて指導事項を機会ごとに示達し、その徹底を図っているところであるが、リサイクル品取扱店による盗品の登録事案など、これまで予想することがなかった事案も発生しており、必要に応じて県防連も積極的の関与し、指導事項の遵守の徹底と不履行の店舗を排除し、適正化を図っていく。

## 第4 風俗環境浄化事業

### 1 県公安委員会からの受託事業の適正な推進

#### (1) 県公安委員会から委託された風俗営業管理者講習及び風俗営業及び特定遊興飲食

店営業の許可、承認申請に伴う調査業務を適正に推進する。

#### (2) 6月に調査員研修会を開催し、調査業務の適正化及び調査員の資質の向上を図る。

### 2 少年指導委員の活動に対する支援

風俗環境浄化活動の一環として、風営店への立ち入り権限を有し、少年の健全育成活動に取り組んでいる少年指導委員の活動に対する協力・支援を行う。

### 3 風俗環境浄化活動に対する支援

福岡市中央区天神、博多区中洲、北九州市小倉北区堺町など歓楽街の風俗環境浄化のため、警察や地区防犯協会等が行う諸活動を支援する。

## 第5 AMマーク貼付事業

### 1 遊技業の健全化促進

遊技機に地域防止対策に寄与するAMマーク（地域防犯協賛機）を貼付することにより、営業者に適正で健全な営業の自覚を促し、善良な風俗と清浄な風俗環境の保持を図る。

## **2 遊技場への立入検査**

福岡県遊技業協同組合など5団体で構成する「福岡県不正防止対策機構」の一員として、定期的に遊技場に対する立入検査を実施し、不正遊技機等の発見に努める。

## **第6 青パトの自動車保険事業**

新たに発足する青パト団体や、青パトを保有している防犯ボランティア団体に対し青パト自動車保険集団取扱制度の適用により保険料の割引がある青パト保険の加入を働きかけ、契約促進に努める。